

福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の
変更認可申請に係る事前了解について

東京電力株式会社から提出のあった、福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請に係る事前了解（2件）について、立地2町（大熊町及び双葉町）との協議が整ったことから、東京電力に対して実施上の留意事項を付し、本日付けで了解しましたので、お知らせします。

なお、大熊町及び双葉町においても、東京電力に対して本日付けで了解をする旨の回答をしております。

記

1 事前了解の対象施設等

(1) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟

固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、敷地内に設置されている第1棟～第8棟と同様に廃炉作業で発生したゴミや高線量ガレキ等の固体廃棄物（30mSv/h以上）が詰められたドラム缶やコンテナ類及び敷地内の仮設保管設備に仮置きされている原発事故前から保管されていた固体廃棄物を保管するための施設。

(2) 覆土式一時保管施設

覆土式一時保管施設は、表面線量率が1～30mSv/hの範囲のガレキ類を覆土により遮へいして保管する施設であり、1槽当たり約4,000 m³のガレキ類を保管する。

2 安全対策部会での確認結果及び実施上の留意事項

(1) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟

ア 確認内容

- ① 線量評価手法が十分に保守的であり、施設からの線量影響が一般公衆限度の1mSvよりも十分低く、屋外に仮置き中の廃棄物を移設することで、結果として低減することを確認
- ② 拡散防止のため空調にフィルターを設置し、排気管理されることを確認
- ③ 東日本大震災相当の地震を想定しても建物の耐震性に問題がないことを確認

イ 確認結果

固体廃棄物貯蔵庫第9棟の増設計画は、放射線の遮蔽や耐震性について特に問題はなく、原子力発電所周辺地域の安全を確保していく上では、妥当なものである。

ウ 了解に当たり東京電力に求めた事項（留意事項）

- ① 固体廃棄物貯蔵庫を適切に運用していくとともに維持・管理に万全を期し、貯

蔵庫内外での放射性物質の拡散防止を図ること。また、ドラム缶等の腐食防止等、保管する固体廃棄物を十分管理のうえ、その管理状況及び監視結果について、定期的に報告すること。

- ② 貯蔵庫からの廃棄物搬出までを見据えた廃棄物管理の長期計画を早期に明確にすること。
- ③ 作業従事者の被ばく低減のため、ドラム缶等の搬入等取り扱い作業における放射線管理に万全を期すこと。
- ④ 県民の理解が得られるよう、廃炉に向けた取り組みについて、情報の提供のみにとどまらず、情報を共有する不断の取組を行うこと。

(2) 覆土式一時保管施設

ア 確認内容

- ① 覆土により十分に線量低減ができ、施設からの線量影響が一般公衆限度の1mSvよりも十分低いことを確認
- ② 地盤改良等を行うことで、施設が十分な強度を有することを確認
- ③ 無線重機、遮蔽重機を使用して作業員の被ばく線量を低減できることを確認
- ④ 遮水シートは紫外線を受けないため、長期の耐久性を期待できることを確認

イ 確認結果

覆土式一時保管施設の増設計画は、廃炉作業を進めるうえで、高線量ガレキ類を減容するまでの一定期間保管するためにはやむを得ないものであると考えられ、技術的にも妥当なものである。

ウ 了解に当たり東京電力に求めた事項（留意事項）

- ① 覆土式一時保管施設の品質管理、施工管理及び維持管理に万全を期し、遮へい機能の維持と放射性物質の拡散防止を図ること。
- ② 覆土式一時保管施設への雨水の浸入防止のため、表面のフェーシング等の対策を実施すること。また、既に完成している覆土式一時保管施設第1槽、第2槽に対しても、追加的対策として実施すること。
- ③ 覆土式一時保管施設からの廃棄物搬出を含めた廃棄物管理の長期計画を早期に明確にし、覆土式一時保管施設から早期に廃棄物を搬出すること。
- ④ 廃炉に向けた取り組みについて、一層の情報提供を行い、県民はもとより広く国民の理解を得るよう努めること。

※ 安全対策部会は、「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」（平成3年3月18日改定）に基づき福島県原子力発電所安全確保技術連絡会に設置され、福島県及び立地4町（双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）の職員が委員となっており、原子力安全対策課長が部会長となっています。安全対策部会では、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会専門委員の指導・助言を得て、原子力発電所周辺地域住民の安全確保の観点から、確認・検討を行っています。